

## 個人情報保護制度・情報公開制度 関係法令の改正について

## 改正の概要

令和5年4月1日に改正された個人情報の保護に関する法律<sup>1</sup>（以下「個情法」という。）が施行されました。これに伴い、旭川市の個人情報保護制度・情報公開制度に関する関係法令を改正しました。

その他、新庁舎移転（令和5年11月6日）に伴い関係規則を改正しました。

## 改正の主な内容

- 1 旭川市個人情報の保護に関する法律施行条例<sup>2</sup>の制定
- 2 旭川市個人情報の保護に関する法律施行細則<sup>3</sup>の制定
- 3 旭川市個人情報保護条例<sup>4</sup>の廃止
- 4 旭川市議会の個人情報の保護に関する条例<sup>5</sup>の制定
- 5 旭川市情報公開条例<sup>6</sup>の一部改正
- 6 旭川市情報公開・個人情報保護委員会規則<sup>7</sup>の一部改正
- 7 旭川市情報公開条例施行規則<sup>8</sup>の一部改正

## 改正の理由

- ・ 改正個情法施行
- ・ 個情法の改正に伴い制定した条例の制定との調整
- ・ 地方独立行政法人の設立（公立大学法人旭川市立大学）
- ・ 新庁舎移転

## 改正の詳細

- 1 旭川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定

個情法の規定で条例で定めなければならない内容、及び法律の規定にかかわらず自主的に規定できる内容について本条例で規定しました。

## 【本条例の主な規定】

- ・ 任意代理人からの開示請求がされた旨を本人に書面通知する（第3条）
- ・ 開示しなければならない情報に「公務員等の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分」を規定（第5条）
- ・ 開示決定等の期限を、開示請求があった日から14日以内と規定（第7条）
- ・ 開示請求に係る手数料は無料と規定（第9条）※写し及び送付費用は有料
- ・ 開示請求前置の必要なく訂正及び利用停止請求を可能とする（第10条）

<sup>1</sup> 個人情報の保護に関する法律：平成15年法律第57号

<sup>2</sup> 個人情報の保護に関する法律施行条例：令和5年旭川市条例第5号

<sup>3</sup> 旭川市個人情報の保護に関する法律施行細則：令和5年旭川市規則第7号

<sup>4</sup> 旭川市個人情報保護条例：平成17年旭川市条例第8号

<sup>5</sup> 旭川市議会の個人情報の保護に関する条例：令和5年旭川市条例第23号

<sup>6</sup> 旭川市情報公開条例：平成17年旭川市条例第7号

<sup>7</sup> 旭川市情報公開・個人情報保護委員会規則：平成3年旭川市規則第35号

<sup>8</sup> 旭川市情報公開条例施行規則：平成17年旭川市規則第48号

- ・ 訂正及び利用停止決定等の期限を訂正請求があった日から21日以内と規定（第12条）
- ・ 運用状況の公表について規定（第17条）

## 2 旭川市個人情報の保護に関する法律施行細則の制定

- ・ 施行条例に関する様式，費用の額等を規定

## 3 旭川市個人情報保護条例の廃止

- ・ 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例<sup>9</sup>（以下「整備条例」という。）の規定により廃止。
- ・ 条例廃止に伴う経過措置（義務及び罰則等）は整備条例附則に規定しました。
- ・ 条例廃止に伴い旭川市個人情報保護条例施行規則<sup>10</sup>も廃止しました。

## 4 旭川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定

- ・ 地方公共団体の議会は個人情報による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないため，自律的に個人情報の取扱いについて条例を制定しました。
- ・ 規則<sup>11</sup>も併せて制定しました。

## 5 旭川市情報公開条例の一部改正

### ① 整備条例で規定した改正内容

#### 【主なもの】

- ・ 地方独立行政法人の設立に伴う改正  
（第2条の実施機関に地方独立行政法人を追加，第7条ただし書第5号力の非公開情報を追加）
- ・ 改正個人情報法の施行に伴う改正  
条例の非公開情報と，個人情報法に規定する不開示情報とを整合させるための改正  
（第7条ただし書及び第8条）
- ・ 開示等決定の根拠規定が変更されたことによる改正  
（第22条：旭川市情報公開・個人情報保護委員会の根拠法令及び審査審議事項）

### ② 旭川市議会の個人情報の保護に関する条例で規定した改正内容

- ・ 開示等決定に対する審査請求を，以前に引き続き旭川市情報公開・個人情報保護委員会で審議するための改正（第22条第2項第3号）

## 6 旭川市情報公開・個人情報保護委員会規則の一部改正

- ・ 根拠とする規定の一部変更  
（第1条：旭川市個人情報保護条例→個人情報の保護に関する法律）
- ・ 所掌事項の変更  
（第2条：審議可能事項を個人情報の保護に関する法律の解釈で認められる範囲内に変更した）
- ・ 組織改正による委員会庶務課の変更  
（第6条：市民生活部市民活動課→市民生活部地域活動推進課）

<sup>9</sup> 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例：令和5年旭川市条例第6号

<sup>10</sup> 旭川市個人情報保護条例施行規則：平成17年旭川市規則第50号

<sup>11</sup> 規則：旭川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年旭川市議会規程第2号）

- 7 旭川市情報公開条例施行規則の一部改正（令和5年11月6日施行）
- ・ 新庁舎移転に伴う，公文書の目録等の設置場所の変更  
（第13条：公開請求の受付窓口に設置→市政情報コーナーに設置）

制度関連法令の変更について（一覧表）

関連規定（改正前）	令和5年4月1日施行	令和5年11月6日施行	関連規定（現在）
旭川市個人情報保護条例 （平成17年旭川市条例第8号）	廃止 （①） ※改正個人情報保護法施行による	-	
旭川市個人情報保護条例施行規則 （平成17年旭川市規則第50号）	廃止 （令和5年旭川市規則第6号） ※旭川市個人情報保護条例廃止による	-	
	一部改正 （②）	-	個人情報の保護に関する法律 （平成15年法律第57号）
	新規制定 ※改正個人情報保護法施行による	-	旭川市個人情報の保護に関する法律施行条例 （令和5年旭川市条例第5号）
	新規制定 ※改正個人情報保護法施行による	-	旭川市個人情報の保護に関する法律施行細則 （令和5年旭川市規則第7号）
	新規制定 ※改正個人情報保護法施行による	-	旭川市議会の個人情報の保護に関する条例 （令和5年旭川市条例第23号）③
	※改正個人情報保護法施行による	-	旭川市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 （令和5年旭川市議会規程第2号）
旭川市情報公開条例 （平成17年旭川市条例第7号）	一部改正 （①・③） ※改正個人情報保護法施行による	-	旭川市情報公開条例 （平成17年旭川市条例第7号）
旭川市情報公開条例施行規則 （平成17年旭川市規則第48号）	-	一部改正 （令和5年旭川市規則第57号）	旭川市情報公開条例施行規則 （平成17年旭川市規則第48号）
旭川市情報公開・個人情報保護委員会規則 （平成3年旭川市規則第35号）	一部改正 （令和5年規則第5号）	-	旭川市情報公開・個人情報保護委員会規則 （平成3年旭川市規則第35号）
旭川市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例 （平成15年旭川市条例第10号）	-	-	旭川市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例 （平成15年旭川市条例第10号）

①：個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年旭川市条例第6号）

②：デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(旭川市まちづくり基本条例の一部改正)

第1条 旭川市まちづくり基本条例（平成26年旭川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

(旭川市情報公開条例の一部改正)

第2条 旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「議会」を「議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2号中「が職務上」を「（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この号及び第22条第9項において同じ。）が職務上」に改める。

第7条第2号中「，地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及びその他の公共団体」を「及び地方独立行政法人」に改め、同号ア中「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号イ中「当該条件」を「法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件」に改め、同条第3号中「犯罪の捜査」を「鎮圧又は捜査」に、「と認められる」を「おそれがある」に改め、同条第4号中「市及び」を「実施機関及び」に、「，地方独立行政法人及びその他の公共団体」を「及び地方独立行政法人（本市が設立したものを除く。）」に、「と認められる」を「おそれがある」に改め、同条第5号中「市又は国等が」を「実施機関又は国等が」に改め、同号オ中「エ」を「カ」に、「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号オを同号キとし、同号エ中「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号エを同号オとし、その次に次のように加える。

カ 独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報であって，その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

第7条第5号ウ中「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「市」を「実施機関」に、「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号イを同

号ウとし、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に、「と認められる」を「おそれがある」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 公開することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

第8条中「又は識別され得る」を「若しくは識別され得るもの、個人識別符号が含まれるもの又は公開請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお公開請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」に改める。

第15条第1項中「市」を「実施機関」に改める。

第17条第3項中「本市」を「実施機関」に改める。

第22条第1項中「旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号。以下「保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、旭川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年旭川市条例第5号）」に改め、同条第2項第2号中「保護条例第24条第1項」を「個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に改める。

（旭川市暴力団排除条例の一部改正）

第3条 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

（旭川市個人情報保護条例の廃止）

第4条 旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）は、廃止する。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる者に係る第4条の規定による廃止前の旭川市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項、第9条第3項又は第37条第3項の規定による職務上又は旧条例第9条第2項に規定する受託事務（以下「旧受託事務」という。）若しくは公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以

下同じ。)の管理の業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧受託事務に従事している者又は施行日前において旧受託事務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が行う本市の公の施設の管理の業務(以下「指定管理業務」という。)に従事している者又は施行日前において指定管理業務に従事していた者

3 施行日前に旧条例第10条第1項、第2項(旧条例第21条第4項及び第21条の2第2項において準用する場合を含む。)若しくは第3項(旧条例第21条第4項において準用する場合を含む。)、第21条第1項、第2項若しくは第3項又は第21条の2第1項(これらの規定を旧条例第37条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正、削除並びに利用及び提供の中止(次項において「開示等」という。)については、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報の開示等に係る処分に対する審査請求についての旭川市情報公開条例第22条の規定の適用については、なお従前の例による。

5 附則第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧個人情報の全部又は一部を機器による印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、施行日以後に当該旧個人情報の全部又は一部が記録された記録媒体以外の記録媒体に複製したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 附則第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前項に規定する複製をされた旧個人情報の全部又は一部を同項に規定する方法により、施行日以後に当該記録媒体以外の記録媒体に複製したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。以後の段階にわたる複製についても、同様とする。

7 附則第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧個人情報が記録された記録媒体(以下「旧個人情報記録媒体」という。)又は前2項に規定する複製をされた旧個人情報の記録媒体(以下「旧個人情報不正記録媒体」という。)を施行日以後に譲り受け、借り受け、

又は所持したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 8 附則第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧個人情報記録媒体又は旧個人情報不正記録媒体を施行日以後に譲渡し、又は貸し渡したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 9 施行日前に行った旧条例第28条の規定による命令に施行日以後に違反したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 10 附則第2項各号に掲げる者以外の者が、附則第5項から第7項まで及び前項の行為をしたときは、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 11 附則第2項各号に掲げる者以外の者が、附則第8項の行為をしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前7項の行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 13 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく旧個人情報の開示を施行日以後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。
- 14 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(説明)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を整備しようとするものである。

旧 平成28年4月1日 施行（平成28年3月25日条例第24号）

○旭川市情報公開条例

平成17年3月24日条例第7号

旭川市情報公開条例

第1章 総則

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。

（2）公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売されるもの及び実施機関以外のものが無償頒布することを目的として発行するものを除く。

（3）公文書の公開 文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により公開することをいう。

第2章 公文書の公開

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次

新 令和5年4月1日 施行（令和5年3月24日条例第23号）

○旭川市情報公開条例

平成17年3月24日条例第7号

旭川市情報公開条例

第1章 総則

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

（2）公文書 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この号及び第22条第9項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売されるもの及び実施機関以外のものが無償頒布することを目的として発行するものを除く。

（3）公文書の公開 文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により公開することをいう。

第2章 公文書の公開

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次

の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、明らかに公開することができないと認められる情報

(2) 法人その他の団体（国，独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。），地方公共団体，地方独立行政法人（~~地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。~~）及びその他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命，健康，生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公開することにより、人の生命，身体又は財産の保護，犯罪の予防，犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

(4) 市及び国等（国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若し

の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、明らかに公開することができないと認められる情報

(2) 法人その他の団体（国，独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。），地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命，健康，生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公開することにより、人の生命，身体又は財産の保護，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(4) 実施機関及び国等（国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人（本市が設立したものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不

くは不利益を及ぼすと認められるもの

(5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 監査，検査，取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公開することにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの

イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公開することにより、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの

ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公開することにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

エ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

(個人情報の非公開)

第8条 実施機関は、公開請求があった場合において、当該公開請求に係る公文書に記録されている情報が、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるときは、当該情報を公開してはならない。ただし、

当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 公開することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

イ 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する情報であって、公開することにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

ウ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公開することにより、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

エ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公開することにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

オ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報であって、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

キ アからカまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(個人情報の非公開)

第8条 実施機関は、公開請求があった場合において、当該公開請求に係る公文書に記録されている情報が、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、個人識別符号が含まれるもの又は公開請求者以外の

次に掲げる情報を除く。

- (1) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの
- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの
- (3) 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分

### 第3章 審査請求等

#### 第1節 諮問等

#### 第2節 情報公開・個人情報保護委員会

（情報公開・個人情報保護委員会）

第22条 この条例、旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号。以下「保護条例」という。）及び旭川市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例（平成15年旭川市条例第10号。以下「住基条例」という。）の適正な運営を図るため、旭川市情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、実施機関（第5号に掲げる事項の場合にあつては、市長）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査し、又は審議する。

- (1) 第19条第1項の審査請求に関すること。
- (2) 保護条例第24条第1項の審査請求に関すること。

特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお公開請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるときは、当該情報を公開してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの
- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの
- (3) 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分

### 第3章 審査請求等

#### 第1節 諮問等

#### 第2節 情報公開・個人情報保護委員会

（情報公開・個人情報保護委員会）

第22条 この条例、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、旭川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年旭川市条例第5号）、旭川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年旭川市条例第23号。以下「議会個人情報保護条例」という。）及び旭川市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例（平成15年旭川市条例第10号。以下「住基条例」という。）の適正な運営を図るため、旭川市情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、実施機関（第3号に掲げる事項の場合にあつては議会、第6号に掲げる事項の場合にあつては市長）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査し、又は審議する。

- (1) 第19条第1項の審査請求に関すること。
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第

- (3) 情報公開制度に関すること。
- (4) 個人情報保護制度に関すること。
- (5) 住民基本台帳ネットワークシステム（住基条例第2条第1項に定める住民基本台帳ネットワークシステムをいう。）に係る個人情報の保護に関すること。
- 3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。
- 4 委員会は、第2項各号に掲げる事項について審査させ、又は審議させるため、小委員会を置くことができる。
- 5 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2項第1号及び第2号の審査請求の審査をすることができない。ただし、委員会の同意があったときは、審査に係る会議に出席し、発言することができる。
- (1) 委員又はその配偶者が、審査請求人であるとき。
- (2) 委員が、審査請求人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- (3) 委員又はその配偶者が、審査請求人の代理人であるとき、又はあったとき。
- 8 委員は、前項各号に掲げる場合のほか、審査に参加することにより、公正な審査の実施を妨げるおそれがあると認めるときは、審査への参加を回避しなければならない。
- 9 委員会は、審査又は審議のために必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。
- 10 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後

1項の審査請求に関すること。

- (3) 議会個人情報保護条例第47条第1項の審査請求に関すること。
- (4) 情報公開制度に関すること。
- (5) 個人情報保護制度に関すること。
- (6) 住民基本台帳ネットワークシステム（住基条例第2条第1項に定める住民基本台帳ネットワークシステムをいう。）に係る個人情報の保護に関すること。
- 3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。
- 4 委員会は、第2項各号に掲げる事項について審査させ、又は審議させるため、小委員会を置くことができる。
- 5 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2項第1号から第3号までの審査請求の審査をすることができない。ただし、委員会の同意があったときは、審査に係る会議に出席し、発言することができる。
- (1) 委員又はその配偶者が、審査請求人であるとき。
- (2) 委員が、審査請求人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- (3) 委員又はその配偶者が、審査請求人の代理人であるとき、又はあったとき。
- 8 委員は、前項各号に掲げる場合のほか、審査に参加することにより、公正な審査の実施を妨げるおそれがあると認めるときは、審査への参加を回避しなければならない。
- 9 委員会は、審査又は審議のために必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。
- 10 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後

も、同様とする。

11 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

第5章 雑則

附 則

も、同様とする。

11 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第4章 情報公開の総合的な推進

第5章 雑則

附 則

附 則（令和5年3月24日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる者に係る第4条の規定による廃止前の旭川市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項、第9条第3項又は第37条第3項の規定による職務上又は旧条例第9条第2項に規定する受託事務（以下「旧受託事務」という。）若しくは公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理の業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（1）この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

（2）この条例の施行の際現に旧受託事務に従事している者又は施行日前において旧受託事務に従事していた者

（3）この条例の施行の際現に指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う本市の公の施設の管理の業務（以下「指定管理業務」という。）に従事している者又は施行日前において指定管理業務に従事していた者

3 施行日前に旧条例第10条第1項、第2項（旧条例第21条第4項及び第21条の2第2項において準用する場合を含む。）若しくは第3項（旧条例第21条第4項において準用する場合を含む。）、第21条第1項、第2項若しくは第3項又は第21条の2第1項（これらの規定を旧条例第37条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正、削除並びに利用及び提供の中止（次項において「開示等」という。）については、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報の開示等に係る処分に対する審査請求についての旭川市情報公開条例第22条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月24日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。



旧 平成28年1月29日 状態（平成26年3月26日規則第7号）

○旭川市情報公開・個人情報保護委員会規則

平成3年8月26日規則第35号

旭川市情報公開・個人情報保護委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号。以下「公開条例」という。）及び旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号。以下「保護条例」という。）の規定に基づき、旭川市情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 公開条例第22条第2項第3号及び第4号並びに保護条例第3条第2項の規定により、委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- （1）公文書の公開を適正に行うための基本的な事項に関すること。
- （2）個人情報を適正に取り扱うための基本的な事項に関すること。

~~（3）事業者の個人情報の取扱いの調査等に関すること。~~

- （4）前3号に掲げるもののほか、市政に関する情報を公開し、又は個人情報を保護するための重要な事項に関すること。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

新 令和5年4月1日 施行（令和5年3月24日規則第5号）

○旭川市情報公開・個人情報保護委員会規則

平成3年8月26日規則第35号

旭川市情報公開・個人情報保護委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号。以下「公開条例」という。）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、旭川市情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 公開条例第22条第2項第4号及び第5号の規定により、委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- （1）公文書の公開を適正に行うための基本的な事項に関すること。
- （2）個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な事項に関すること。

- （3）前2号に掲げるもののほか、市政に関する情報を公開するための重要な事項に関すること。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、市民生活部地域活動推進課において処理する。

附 則（令和5年3月24日規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



旧 令和2年4月1日 施行（令和2年3月31日規則第14号）

○旭川市情報公開条例施行規則

平成17年9月9日規則第48号

（公文書の目録等）

第13条 条例第27条第2項の公文書の目録等は、公開請求の受付窓口に備え置くものとする。

新 令和5年11月6日 施行（令和5年10月25日規則第57号）

○旭川市情報公開条例施行規則

平成17年9月9日規則第48号

（公文書の目録等）

第13条 条例第27条第2項の公文書の目録等は、市政情報コーナーに備え置くものとする。

附 則（令和5年10月25日規則第57号）

この規則は、令和5年11月6日から施行する。

